

県立学校の入学者選抜手数料及び入学金等の免除について（令和元年東日本台風）

○入学者選抜手数料，入学金及び寄宿舎料の免除

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）により被災した児童生徒の令和2年度分の入学者選抜手数料，入学金及び寄宿舎料が免除されます。

○免除の対象となる方

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）で被災したことにより，以下のいずれかに該当することとなった方及びその方と生計を一にし，生活の基盤を確保できないため生活が困難となった方が免除の対象となります。

- ・住居の全壊又は半壊
- ・住居の流失
- ・世帯の収入の著しい減少

○免除の手続き

免除申請書（別記様式）に，上記に該当することを確認できる書類（次表のとおり）を添えて，入学者選抜手数料については受験（受検）する学校長に，入学金及び寄宿舎料については生徒が在籍する学校長に提出してください。

免除申請を行う場合は，入学者選抜手数料，入学金及び寄宿舎料それぞれの申請書の提出が必要となります。免除申請書は，高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。

(<http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kan-nyugakutesuryou-menjyo.html>)

免除申請の理由	添付書類
・住居の全壊又は半壊 ・住居の流失	罹災証明書（コピー可）
・世帯の収入の著しい減少 ※著しい減少とは，主たる生計維持者の死亡・長期入院・失業（営業廃止）行方不明等により，世帯の収入が，被災前の年収（平成30年分）のおおむね2分の1以下に減少した（する見込み）の場合をいいます。 （3割以上の減収となっている場合，おおむね2分の1以下に減少したものとみなします。）	「1 収入が確認できる書類」及び「2 被災したことが確認できる書類」の両方（コピー可） <u>1 収入が確認できる書類（収入のある世帯員分）</u> (1) 市町村で発行している平成30・令和元年分の収入金額が記載された所得（課税）証明書 <u>2 被災したことが確認できる書類</u> (1) <u>収入のあった世帯員が死亡，行方不明の場合</u> ・戸籍謄本（抄本），死亡診断書いずれか (2) <u>収入のあった世帯員が長期入院の場合</u> ・医師の入院にかかる診断書 (3) <u>収入のあった世帯員が失業した場合</u> ・勤務先の被災証明書，雇用保険被保険者離職票等のいずれか (4) <u>収入のあった世帯員が自営業の場合</u> ・自営店舗等の被災が確認できる書類

◎ くわしくは県立学校の事務室又は高校教育課就学支援班へお問合わせください。